

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1246号)

平成26年2月28日

横 情 審 答 申 第 1246 号

平 成 26 年 2 月 28 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成25年9月4日建中高第479号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例に規定する標識設置届及び近隣説明等報告書（25第1042号）」の一部
開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例に規定する標識設置届及び近隣説明等報告書（25第1042号）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例に規定する標識設置届及び近隣説明等報告書（25第1042号）」（近隣説明等報告書（25第1042号）について、以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成25年7月17日付で行った一部開示決定のうち、本件申立文書の近隣・周辺住民への説明状況（第4面）、近隣説明会ご芳名帳、各階平面図及び断面図の一部（以下「本件申立部分」という。）を非開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するため一部開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書のうち、近隣・周辺住民への説明状況（第4面）、近隣説明会ご芳名帳、各階平面図及び断面図に記載された個人の住所、氏名及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当し、非開示とした。近隣・周辺住民への説明状況（第4面）の「番号」、「種別」及び「建築物等の用途」の各欄の全部については、本件処分で既に開示している付近状況図と照合することにより、個人の住所を推測することができるため、また、「近隣・周辺住民からの意見」及び「左欄の意見に対する建築主の回答等」の各欄の一部については、個人の住所を推測することができる発言又は個人の行動記録であるため、本号に該当し、非開示とした。

近隣説明会ご芳名帳の欄外のメモ書きについては、特定の個人を識別することが

できるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件申立文書のうち、各階平面図及び断面図については、設計者がどのような構造、間取りにするかなどについて、創意と工夫をこらして設計したものであり、また、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けるために建築主が建築主事に提出する確認申請書（以下「建築確認申請書」という。）に添付予定のものであり、一般的に公にされるものではないことから、これらの情報を開示すると設計者である当該法人の技術的ノウハウが明らかとなり、当該法人の利益、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件申立文書のうち、各階平面図及び断面図に押印された建築士印の印影は、開示すると当該個人の財産権が侵害されるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 近隣・周辺住民への説明状況（第4面）及び近隣説明会ご芳名帳の黒塗りされた箇所のうち、申立人に関する内容（住所、氏名、連絡先、意見等）並びに各階平面図及び断面図の非開示とした部分に係る決定の取消しを求める。
- (2) 実施機関は、条例第7条第2項第2号を適用して近隣・周辺住民への説明状況（第4面）及び近隣説明会ご芳名帳の一部を非開示としているが、当該非開示部分には申立人に関する情報が含まれており、これを申立人に対して開示することは個人の利益を害するとはいえず、実施機関は条例の適用を誤っている。
- (3) また、条例第7条第2項第3号アを適用して、本件申立文書の添付図書のうち各階平面図及び断面図を非開示としているが、当該添付図書は既に近隣説明で公開された書類であり、申立人に対して開示することは設計者の事業活動上の正当な利益を害するとはいえず、実施機関は条例の適用を誤っている。

本件申立文書とは、近隣説明に必要な書類及び近隣説明の方法、結果等を記載するものであり、近隣住民へ既に公開された内容であると考えるのが妥当である。

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施

行規則（平成５年８月横浜市規則第92号。以下「中高層建築物条例施行規則」という。）第10条第２項においては、近隣説明に際して配付しなければならない図書として各階平面図の記載があり、実際に近隣説明において使用された図書であるとするれば、それを非開示とする理由はない。近隣説明に使用されたはずの各階平面図と、本件申立文書に添付された図書が同一ではないということは虚偽の報告に当たるが、同一であることの確認もせずに非開示とするのは、建築主及び設計者の利益偏重と捉えられ、横浜市民の知る権利をないがしろにするものである。なお、同項第１号にはただし書として、「各階平面図にあつては・・・間取を省略することができる」との記載があるが、間取りが近隣説明の図書には明示されずに本件申立文書の添付図書には明示されていたとしても、間取りのみを非開示とすれば十分である。

また、断面図については、中高層建築物条例施行規則第10条第２項には記載はないが、同規則第11条で本件申立文書に添付しなければならない図書となっている。この点について、当該図書を、近隣説明には不要としていることは理解困難である。よって、断面図を非開示とする決定は、条例上の矛盾を明らかにするとともに、その非開示理由に妥当性が見いだせない。

なお、建築士印の印影について、非開示とすることに異議はない。

- (4) 次に、条例第７条第２項第２号における非開示理由について、実施機関は、近隣・周辺住民への説明状況（第４面）及び近隣説明会ご芳名帳の個人の住所、氏名、電話番号については個人に関する情報であり、第三者に開示するには不相当としている。本件請求は、申立人の個人情報について開示を求めたものであり、第三者の情報ではないことを異議申立ての理由としたが、申立人の個人情報については本人開示請求の手続を取ることとする。

５ 審査会の判断

- (1) 中高層建築物等の建築計画の周知手続に係る事務について

ア 横浜市では、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例（平成５年６月横浜市条例第35号。以下「中高層建築物条例」という。）を制定し、中高層建築物等の建築計画の周知手続等を定めている。

イ 中高層建築物条例第11条第１項及び第２項では、中高層建築物等の建築主は、近隣住民等に建築計画の概要その他の規則で定める事項を説明しなければならないことを規定し、中高層建築物条例施行規則第10条第２項により、各階平面図等を説明の際に示さなければならないこととされている。また、「横浜市中高層建

建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例関係集（平成25年7月横浜市建築局中高層調整課発行）」（以下「条例関係集」という。）62ページでは、近隣住民等に説明する事項及び提示する図書を資料としてまとめたもの（以下「近隣説明用資料」という。）を事前に配付又は郵送した上で、原則として説明対象者に直接会って近隣説明用資料を使用して具体的にわかりやすく説明することとされている。

ウ 中高層建築物条例第12条では、近隣住民等への説明の状況を記載した報告書を実施機関に提出することを義務付けており、当該報告書には、中高層建築物条例施行規則第11条第1号により各階平面図、断面図等を、同条第4号によりその他市長が必要と認める図書を添付することとされている。条例関係集69ページでは、中高層建築物条例施行規則第11条第1号に規定する図書は、原則として建築確認申請書に添付予定のものを使用することとされ、中高層建築物条例施行規則第11条第4号に規定する図書は、近隣説明用資料等を指すとされている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、中高層建築物条例第12条の規定に基づき建築主から実施機関に提出された報告書であって、近隣説明等報告書（第1面）から近隣・周辺住民への説明状況（第4面）まで、近隣説明会ご芳名帳、付近状況図、各階平面図、断面図等で構成されている。

実施機関は、近隣説明等報告書（第1面）、近隣・周辺住民への説明状況（第4面）、近隣説明会ご芳名帳、各階平面図及び断面図のうち個人の住所、氏名、電話番号及び個人印の印影並びに近隣・周辺住民への説明状況（第4面）のうち「番号」、「種別」、「建築物等の用途」の全部並びに「近隣・周辺住民からの意見」及び「左欄の意見に対する建築主の回答等」の一部を条例第7条第2項第2号に該当するとして、各階平面図、断面図等を同項第3号アに該当するとして、当該図面に押印された建築士印の印影を同項第4号に該当するとして、それぞれ非開示としている。

これに対して申立人は、近隣・周辺住民への説明状況（第4面）及び近隣説明会ご芳名帳に記載された申立人に関する内容（住所、氏名、連絡先、意見等）の箇所並びに各階平面図及び断面図について開示を求めており、建築士印の印影の非開示について異議はないとしている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。

イ 申立人は、近隣・周辺住民への説明状況（第4面）及び近隣説明会ご芳名帳については、実施機関が非開示とした部分のうち申立人の住所、氏名、連絡先、意見等、申立人に関する記載の開示を求めている。しかし、申立人本人に係る情報の開示を求めていることについては、本件は情報公開請求に係る案件であるから、当審査会として特定の個人に係る情報について開示又は非開示の判断をすることは個人情報等を公にすることとなり、適当ではない。したがって、当審査会は、申立人が近隣・周辺住民への説明状況（第4面）及び近隣説明会ご芳名帳の非開示部分の開示を求めているものと解し、以下検討する。

ウ 近隣・周辺住民への説明状況（第4面）及び近隣説明会ご芳名帳のうち個人の住所、氏名及び電話番号並びに近隣説明会ご芳名帳の欄外のメモ書きは、個人に関する情報であって、当該情報それ自体から、又は本件処分で既に開示されている他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

近隣・周辺住民への説明状況（第4面）の「番号」、「種別」及び「建築物等の用途」の各欄は、個人に関する情報であって、本件処分で既に開示されている付近状況図と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

近隣・周辺住民への説明状況（第4面）の「近隣・周辺住民からの意見」及び「左欄の意見に対する建築主の回答等」の各欄の一部は、個人の住所を推測できる発言又は個人の行動記録であることが認められた。これらの情報は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

近隣・周辺住民への説明状況（第4面）の「説明者の氏名」欄、各階平面図及び断面図の個人の氏名は、建築士事務所の担当者の氏名であることが認められた。当該個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

また、当審査会が本号本文に該当するとした情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号本文では、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち各階平面図及び断面図については、設計者が創意と工夫をこらして設計したものであり、また、建築確認申請書に添付予定のものであって一般に公にされるものではないことから、開示すると設計者である当該法人の技術的ノウハウが明らかとなり本号アに該当するとして非開示としたと主張しているため、以下検討する。

ウ 本件申立文書のうち各階平面図及び断面図は、建築主が建築基準法に基づく確認申請の際に使用する図面であって、建築主が中高層建築物条例施行規則第10条第2項の規定に基づき近隣住民等に配付することが予定されている図面とは異なるものであることが認められた。確認申請の際に建築確認申請書に添付する各階平面図及び断面図については、設計者である法人の知識や技術を駆使した創意工夫が含まれており、これを公にすることにより、当該法人の事業活動上の利益を害するおそれがあるものと認められることから、本号アに該当する。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書のうち本件申立部分を条例第7条第2項第2号及び第3号アに該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年9月4日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成25年9月26日 (第236回第一部会) 平成25年10月3日 (第162回第三部会)	・諮問の報告
平成25年10月10日	・異議申立人から意見書を受理
平成25年10月11日 (第242回第二部会)	・諮問の報告
平成25年11月22日 (第245回第二部会)	・審議
平成25年12月6日 (第246回第二部会)	・審議
平成26年1月10日 (第247回第二部会)	・審議
平成26年1月24日 (第248回第二部会)	・審議